

はじめに

ダイオキシン類は、発がん性をはじめとする様々な有害な性質を持つことが明らかになっており、加えて内分泌かく乱作用等も疑われています。

我が国では、平成12年1月から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」といいます。）」などに基づき、国を挙げての対策を進めています。

本県でも、平成12年度からダイオキシン法に基づく常時監視や環境実態調査による県内の汚染実態の把握に努めるとともに、これらの調査で確認された環境汚染への対応として、緊急対策調査等を実施しています。併せて、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却施設等においては各施設の設置者による対策が進められており、その結果、大気や水質中のダイオキシン類濃度は年々減少傾向にあり、平成16年度の県内の排出量は平成9年と比較して9割以上減少しました。

しかし、一度環境中に排出されたダイオキシン類は分解しにくいいため、長期間にわたり環境中に残留することから、発生源対策は今後も推進していく必要があります。そのためには、県や市町村といった行政機関のみならず、多くの県民や事業者の方々にダイオキシン対策の重要性や対策の進捗状況を知っていただき、廃棄物の減量化や焼却施設の適正管理の実践に御協力いただくことが欠かせません。

本冊子は、平成16年度に県内で実施したダイオキシン類に関する調査の結果を中心に、市町村等の関係機関の方々の協力を得て、現在の本県におけるダイオキシン対策の実態について取りまとめたものです。本冊子を活用していただくことで、県民、事業者の皆様のダイオキシン類に対する理解を深めていただき、ダイオキシン問題の解決に、さらには、よりよい神奈川の環境づくりに役立てば幸いです。

平成17年12月

神奈川県ダイオキシン等対策検討会議

— 目 次 —

はじめに

I ダイオキシン類について

- 1 ダイオキシン類の発生源と人への影響 …………… 1
- 2 対策の基本となる基準 …………… 1

II 対策の基本と目標の達成状況

- 1 「神奈川力構想」と「神奈川県環境基本計画」 …………… 2
- 2 環境基準の達成状況 …………… 2
- 3 削減目標の達成状況 …………… 2

III 本県が取り組んでいる対策

- 1 ダイオキシン対策のあらまし …………… 4
- 2 発生源対策の実施状況 …………… 5
- 3 実態調査等の実施状況 …………… 10

IV 本県が実施した対応

- 1 芦ノ湖底質環境実態確認調査 …………… 22
- 2 ダイオキシン法未規制発生源への対応 …………… 24
- 3 県内のダイオキシン汚染への対応事例 …………… 25

V ダイオキシン類の基礎知識 …………… 27

おわりに